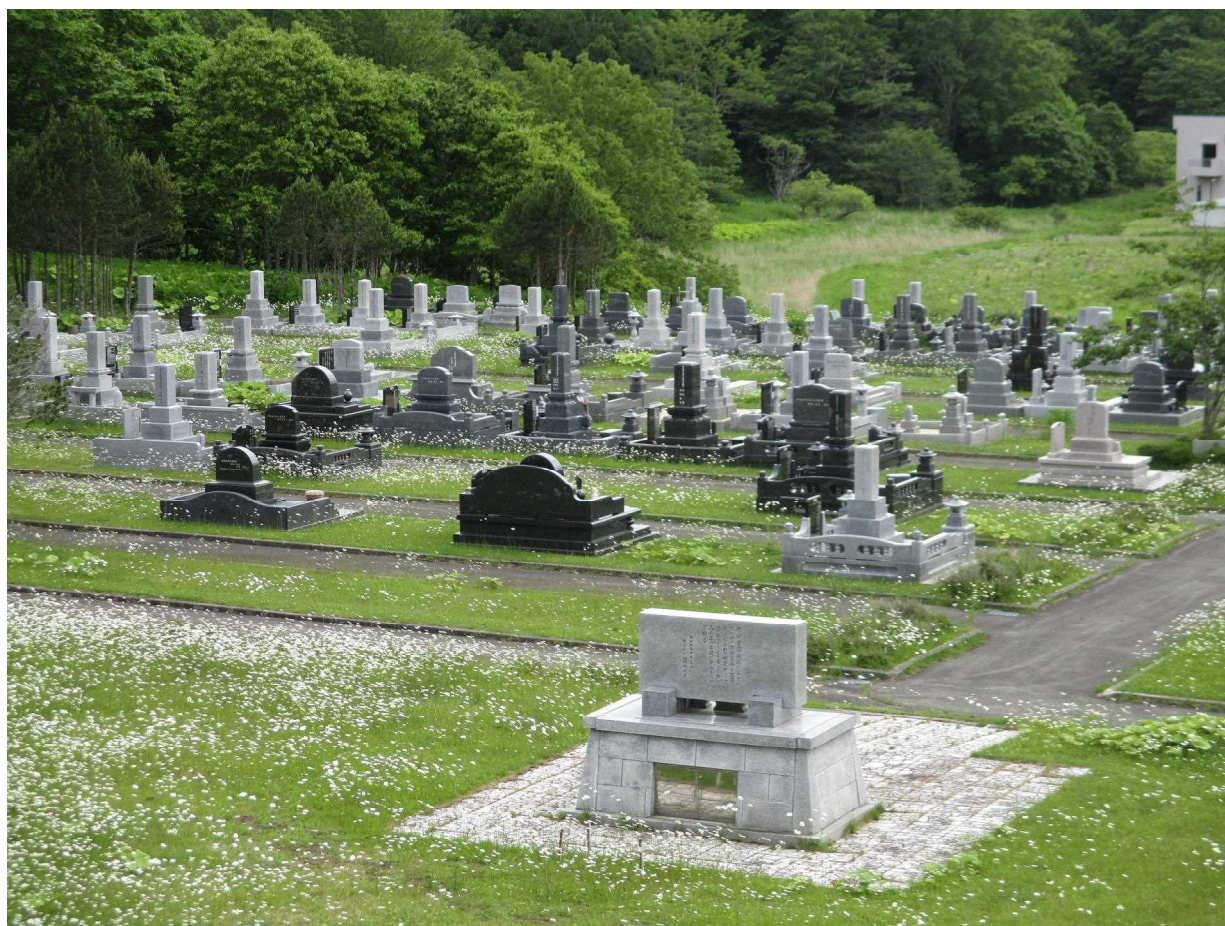


厚岸霊園のご案内



厚 岸 町

厚岸町では、町民の公衆衛生その他公共の福祉の向上を図るため、有明地区に厚岸霊園を設けています。

厚岸霊園は、使用条件を満たしている人であれば、宗派に係わらずご利用いただけます。

1 厚岸霊園の区画について

厚岸霊園は、面積に応じて3つの区画に分かれており、それぞれ使用料及び管理料が異なっております。

区 分	区画数	1区画あたりの面積	使 用 料	管理料
A	44	4平方メートル 間口2m×奥行2m	120,000円	1,760円／年
B	66	6平方メートル 間口2m×奥行3m	180,000円	2,640円／年
C	39	9平方メートル 間口3m×奥行3m	270,000円	3,960円／年

※厚岸町以外に住所がある人の使用料は、上記表の額の2割増となります。

2 使用料及び管理料の納付方法

使用料及び管理料は、霊園の使用許可を受けた際、一括納付していただきます。

次年度以降の管理料は、毎年度、町が発行する納付書で納めていただきます。

使用料及び管理料の納付書に記載の指定金融機関等で支払をお願いします。

なお、使用料及び管理料の納付が確認できないときは、工事の着手は認めません。

3 使用申込みできる人

厚岸町に住所がある人でなければ、区画の使用申し込みはできません。

ただし、町長が相当の理由があると認めたときは、厚岸町以外に住所がある人も使用申込みできます。

◆霊園使用の使用申込みから

墓碑等建立、埋蔵まで手順について◆

- 1 申請者は、「墓園等使用許可申請書（別記第1号様式）」に本籍及び住所がわかる書類を添えて、役場環境林務課環境衛生係（以下「担当係」という。）に提出します。
- 2 担当係では、申請書の内容を審査の上、適当と認めた場合には、「墓園等使用許可証（別記第2号様式）」を、申請者へ交付（通常、役場にお越しいただきます。）します。
また、許可決定と併せて使用料及び管理料の納付書を申請者へ交付します。
- 3 申請者は、受け取った使用許可決定と同時に、使用料及び管理料を納付します。
- 4 申請者は、墓碑等の工事着手前に、「工事着手届（別記第7号様式）」に設計図面を添えて、担当係に提出します。
なお、墓碑等の設置には、基準がありますので、詳しくは5頁をご覧ください。
- 5 担当係では、申請者から提出された工事着手届を受理した後、設置基準に適合しているかどうか書類審査を行い、その結果については、工事着手届を受理した日から7日以内に申請者へ電話等により連絡を行います。
なお、基準に適合しないときは、設置工事を行うことはできません。
- 6 墓碑等が完成したら、「工事完成届（別記第8号様式）」に写真を添付（着手前・完成後）のうえ、担当係に提出します。
- 7 担当係では、申請者から提出された工事完成届により、現地にて施工確認を行います。

8 申請者が、完成した墓碑等に遺骨等を納めるときは、「埋葬等届（別記第5条様式）」に火葬許可証（火葬済の証明があるもの）又は改葬許可証を添えて、厚岸町長に事前に提出する必要がありますので、ご注意ください。

9 墓碑等修繕、樹木の植栽、改築、撤去及び返還（「墓園等返還届（別記第12号様式）」）についても、4から6の手順により、各手続きが必要となりますので、担当係へご相談ください。



～ ご確認いただきたいこと ～

- 1 厚岸霊園は、使用権者 1 人につき 1 区画のみ使用することができます。
- 2 墓園等使用許可証は、その区画の使用を許可するものであって、土地を売り渡すものではありません。
- 3 相続人に継承するときや親族に譲渡する場合以外の名義人の変更はできません。
また、使用権の転売もできません。
- 4 納付された使用料は返納しません。（厚岸町墓地及び霊園条例第18条）
ただし、使用許可後、3 年以内に区画を返還したときは、使用料の半額を還付します。（管理料については還付しません。）
- 5 町長が霊園の管理その他霊園事業の執行上必要な場合は、使用許可した墓所の返還を命じることができます。
（この場合は、補償金の交付及び使用料の全額を返還します。）
- 6 管理料は、年度の途中において使用許可を受けた者についても許可を受けた際に全額（1 年分）納付していただきます。
- 7 次に該当する場合、霊園の使用権を取消す場合があります。
 - ① 使用権者が死亡した日から起算し、5 年を経過しても継承するものがないとき。
 - ② 使用権者が許可を受けた日から使用せずに 5 年を経過したとき。
 - ③ 使用権者が 5 年間、厚岸町墓地及び管理条例で定める管理料を納めないとき。
 - ④ 使用権者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - ⑤ 使用権者が転貸したとき。
 - ⑥ 法令又は、厚岸町墓地及び霊園条例及び厚岸町墓地及び霊園条例施行規則に違反したとき。
- 8 厚岸霊園の管理棟は、毎年 8 月（お盆時期）、9 月及び 3 月（お彼岸時期）に開放しています。（管理人が常駐します。）
この時期以外のお参りでは、トイレ及び水道が使用できません。
お水をお持ちいただき、お花や供物は、その都度、片付けをお願いいたします。

墓 碑 等 設 置 基 準

(厚岸町墓地及び霊園条例施行規則第10条関係)

- 1 墓碑等の建設、維持管理に際しては、次の制限をこえてはならない。
 - (1) 墓碑、碑石形像類の高さは、2.5メートル以内とする。
 - (2) 盛土の高さは、0.2メートル以内とすること。
 - (3) 土留施設は、コンクリート又は石造等の永久工作物とすること。
 - (4) 囲障の高さ（擬宝珠を除く。）は、0.8メートル以内とすること。
ただし、囲障と一体となった墓誌等は、1.2メートル以内とする。
 - (5) 樹木の高さは、1.0メートル以内とし、主として造園木類を用いて常に整枝整形し、根幹枝葉等は通路及び隣接地に、はみださないこと。
 - (6) 墓碑等最下段の台石は、隣接境界線から0.5メートル以上の間隔をあけること。
 - (7) 墓碑の正面は、原則として通路に面し平行して設置しなければならない。
- 2 上記1に掲げた制限の測定基準点は、次のとおりとする。
 - (1) 隣接境界線は、境界縁石又は境界杭の中心点とする。
 - (2) 墓碑等の高さは、通路に接する縁石の最高上面部とし、縁石のない場合は通路の中央路面高とする。
- 3 墓碑、碑石形像類等の工事に際しては、境界縁石を一切移動しないこと。

<問い合わせ先>

厚岸町役場 環境林務課廃棄物衛生係

電 話 0153-52-3131

F A X 0153-52-3138

メール kankyou@akkeshi-town.jp

厚岸霊園位置：厚岸町有明2丁目4番、5番、6番